

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月25日
(令和2年9月18日改訂)
山梨県自治会館
(山梨県市町村総合事務組合)

山梨県自治会館の会議室の貸出については、新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、県から示された「施設における感染拡大ガイドラインの作成基準」をもとに、次のとおり行うこととする。

【3密の回避】

① 換気設備の設置等（「密閉」の回避）

- ビル管理法※の対象施設であるため、法に基づく空気環境の調整に関する基準が満たされているか確認するとともに、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。

※建築物における衛生的環境の確保に関する法律

② 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

- 複数の会議室予約がある場合は、時間調整や動線の工夫により過度に人が密集する機会を減らす。
- 食堂においては、利用時間の調整及び利用定員の制限を行い、密集を回避する。

③ 人と人との距離の確保（「密接」の回避）

- 会議室利用者に対して、会議室利用時は机1脚に1人掛けとすることを基本とし、最低1m（マスク着用のない場合は2m）の対人距離を確保するよう要請する。なお、幅180cm以上の机※を利用時に中間にアクリル板等の遮蔽物を設置する場合は、1脚当たり2名の利用を限度とする。その場合、マスク着用の徹底及び前後の距離を1メートル確保する。机を使わない場合には、一人あたりの専有面積を最低3㎡確保するよう要請する。

※講堂及び研修室3が該当

- 食堂においては、従来のテーブル、椅子を一部撤去し、机1脚に1人掛けとし、テーブルの正面に座らないなどレイアウトを変更し、密接を回避する。
- 会議室利用者のエレベーターの使用は、高齢の方、身体の不自由な方及び荷物の搬送に必要な方が使用する場合を除き、不可とする。

【その他の感染防止対策】

④ マスクの着用

- マスク着用について、組合職員が遵守するとともに、会議室利用者には利用前に参加者に周知を行うよう要請する。

⑤ 手洗い・手指消毒

- 組合職員は定期的に、手指消毒、手洗いを実施する。
- 各会議室の入口に手指消毒液を設置するよう会議室利用者に要請し、参加者に対し入室前の手指消毒を促す。

⑥ 体調チェック

- 組合職員は、業務開始前に検温・体調確認を行う。発熱（平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤を停止する。
- 会議室利用者に対して、発熱（平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合は、施設を利用しないよう参加者にあらかじめ呼び掛けていただく旨、要請する。

⑦ トイレの衛生管理

- 不特定多数が接触する場所（便座、スイッチ、洗浄レバー等）は、定期的に清拭消毒を行う。
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。
- ハンドドライヤーの使用を禁止する。

⑧ 休憩スペースのリスク軽減

- 一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を避け利用するよう表示する。
- 常時換気を行い、共用する物品は定期的に消毒を行う。

⑨ 喫煙スペースの使用制限

- 一度に利用する人数を減らす、人と人との距離を保つなどにより、3つの密を避けるよう表示する。

⑩ 清掃・消毒

- 他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を高濃度エタノールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤を用いて定期的に清拭消毒を行う。

＜高頻度に接触する部位＞

テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、マイクなど

- 鼻水や唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に密閉して捨てるよう表示する。ゴミを回収する人はマスクや手袋を着用し、脱いだ後は石けんで手を洗う。

⑪ チェックリストの作成・確認

- 各項目についてチェックリストを作成し、ガイドラインを遵守していることについて毎日の確認を行う。